

議案第37号

多可町笠形山自然公園センター条例を廃止する条例の制定について

多可町笠形山自然公園センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町笠形山自然公園センター条例を廃止する条例

令和 年 月 日  
第 号

多可町笠形山自然公園センター条例（平成24年多可町条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。